

平成 16 年 6 月 1 日

(社)宮崎県畜産会

宮崎県畜産会肉用牛経営支援事業実施要領

第1 趣旨

本事業は畜産会が行う肉用牛経営分析の効率化を図り、生産者に対する指導・支援のスピードアップ、対象者の大幅な拡大を図ることにより、肉用牛経営に対し継続的な改善効果を発揮させ、本県肉用牛経営の一層の安定・発展に資する。

第2 事業実施主体

この事業の実施主体は、社団法人宮崎県畜産会(以下「畜産会」という)とする。

第3 事業の内容

この事業は、肉用牛子牛価格安定制度等で構築された肉用牛動態情報を活用して効率的な経営分析体制を確立し、肉用牛生産者に対する指導・支援の強化を図るものである。

第4 事業の実施

本事業は、「担い手集中経営支援体制整備事業(中央畜産会補助)」(以下「担い手事業」という)及び「畜産経営技術高度化促進事業(県依託)」(以下「高度化事業」という)の規程による他、この要領に定める方法により実施するものとする。

- 1) 事業への参加を希望する肉用牛生産者は、畜産会会長が別途定めるところにより、事業参加を申し込みし、JAは管内の事業参加者を取りまとめの上、畜産会に提出するものとする。

- 2) 事業への参加を申し込んだ肉用牛生産者は、畜産会会長が別途定めるところにより、この事業に係る個人情報の利用に同意することを含む畜産会、JA、生産者の3者契約を締結するものとする。
- 3) 契約を締結した生産者は、畜産会会長が飼養規模等によって定める事業負担金(別表)を畜産会に納入しなければならない。
- 4) 事業負担金は、畜産会が発行する事業負担金請求書により、畜産会の指定する口座に払い込むものとする。
- 5) この事業による分析結果等の情報は、原則として、家畜動態に基づく生産技術情報は年2回、所得税申告データ等に基づく経済分析情報は年1回、生産者及びJAに対しフィードバックするものとする。
- 6) フィードバックされた分析結果等の情報は、生産者自ら経営内容を客観的に把握する為の情報として、また、JA指導員による農家指導のバックデータとして活用するものとする。
- 7) この事業に参加する生産者のうち、畜産会が組織するコンサルタント団による経営指導を希望するものについては、畜産会は高度化事業により対応する。

第5 遵守事項

- 1) 本事業の実施に関する契約を締結した3者は、本事業の主旨を理解し、協力して事業の円滑な推進に努めるものとする。
- 2) 畜産会及びJAは、本事業に係る個人情報・分析結果の内容等については善良な取扱いを旨とし、許可無く第三者に漏洩しないなど守秘に努めなければならない。

第6 その他

- 1) この要領の制定・改廃は畜産会会長が決定する。
- 2) この要領は平成16年度の事業より適用する。